

報告第 2 号

富津市学校給食費滞納整理等事務処理要綱を制定する告示について

富津市学校給食費滞納整理等事務処理要綱（富津市告示第212号）を別紙のとおり
制定し告示したので報告する。

令和 7 年 1 月 23 日提出

富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

富津市学校給食費滞納整理等事務処理要綱を次のように定める。

令和6年12月27日

富津市長 高橋 恭 市



富津市告示第212号

富津市学校給食費滞納整理等事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費（以下「給食費」という。）の滞納整理等事務を適切に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

(督促)

第2条 市長は、富津市学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和5年富津市規則第17号。以下「規則」という。）第10条の規定により督促状を発送する場合において、預金不足等の理由による振替不能者に対し、給食費口座振替不能のお知らせ及び納付書を送付する。

(納付指導等)

第3条 市長は、規則第10条に規定する督促をしてもなお給食費を納付しない者（以下「滞納者」という。）に対し、訪問調査等により滞納理由を調査し、滞納者の状況に合わせて納付指導を行うものとする。

2 市長は、前項の納付指導を行ったときは、当該滞納者に係る納付状況及び納付指導の経緯を記録するものとする。

3 市長は、児童手当法（昭和46年法律第73号）第21条第1項の規定により滞納者（児童手当の額の全部又は一部を給食費の支払に充てる旨を申し出た滞納者に限る。）に対し、児童手当の支払をする際に当該申出に係る費用を徴収するものとする。

4 市長は、滞納者が富津市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱（令和2年富津市教育委員会告示第3号）第3条に規定する準要保護児童生徒の保護者に該当すると認められる場合は、給食費の滞納を解消することを前提に、同要綱第5条の規定に基づく就学援助の申請について相談を受けるものとする。

- 5 市長は、第1項に規定する訪問調査等をしてもお連絡が取れない滞納者に対しては、滞納給食費の納付相談について（別記第1号様式）を送付するものとする。

（分割納付誓約）

第4条 市長は、前条第1項に規定する納付指導を行った結果、滞納者が経済的理由により一括納付することが困難であると認められるときは、当該滞納者に学校給食費債務の承認及び分割納付誓約書兼納付計画書（別記第2号様式。以下「分割納付誓約書」という。）を提出させることにより、分割納付を認めることができるものとする。この場合において、市長は、当該分割納付を誓約した滞納者（以下「誓約滞納者」という。）に対し、分割納付誓約書により納付を求めるものとする。

- 2 市長は、誓約滞納者から分割納付誓約書で定めた期日までに納付がない場合は、当該誓約滞納者に分割納付誓約書の履行について（別記第3号様式）を送付し、及び誓約不履行者として認定するものとする。

（催告）

第5条 市長は、納付指導に応じない滞納者及び誓約不履行者（以下「誓約不履行者等」という。）に対し、催告書（別記第4号様式）を送付するものとする。この場合において、誓約不履行者等が催告に応じないときは、再度催告書を送付するものとする。

（訴訟手続移行予告）

第6条 市長は、前条に規定する再度の催告に応じない誓約不履行者等に対し、20日以内の納付期限を定めて法的措置移行予告通知書（最終通告）（別記第5号様式）を配達証明付内容証明郵便により送付するものとする。

（法的措置対象者の決定）

第7条 市長は、第4条第2項の規定による誓約不履行者の認定を3回受けた者及び前条の規定による法的措置移行予告をしても応じない者を法的措置対象者として認定するものとする。

（法的措置）

第8条 市長は、前条の規定により法的措置対象者として認定したときは、当該法的措置対象者に対し、法的措置通知書（別記第6号様式）を送付し、及び民事訴

訟法（平成8年法律第109号）に基づき滞納給食費の支払を求める法的措置をとるものとする。

- 2 市長は、裁判上の和解をしようとするときは、滞納者が滞納給食費を納付し、及び今後の給食費を納付期限内に納付することを条件としなければならない。

（強制執行等）

第9条 市長は、判決等に基づく債務名義を得た場合又は滞納者が和解条項に違反した場合は、民事執行法（昭和54年法律第4号）第22条に規定する強制執行の申立てを行うものとする。

（不納欠損）

第10条 市長は、富津市債権管理条例（平成23年富津市条例第22号）第15条の規定による債権の放棄をした当該債権について、収納不能分として富津市財務規則（平成8年富津市規則第23号）第46条第1項に規定する歳入の不納欠損処分とするものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、給食費の滞納整理等事務に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別記

第 1 号様式（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

富津市長

滞納給食費の納付相談について

未納となっている給食費については、督促状により自主的に納付いただくようお願いしてまいりましたが、現在のところ納付の確認ができておりません。

つきましては、下記のとおり指定日時に来庁し納付相談されますよう通知します。

なお、都合により来庁できない場合は、必ず事前に連絡くださるようお願いいたします。

記

- | | | | | |
|-------------|----|----|------|---|
| 1 指 定 日 時 | 年 | 月 | 日（ ） | 時 |
| 2 滞 納 現 在 額 | 年度 | 月～ | 月分 | 円 |

※ この通知書は、 年 月 日現在で作成しました。納付済の場合は、行き違いですので御了承ください。なお、不明な点がありましたら、御連絡ください。

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

富津市長 様

学校給食費債務の承認及び分割納付誓約書兼納付計画書

私（たち）は、富津市に対し下記のとおり滞納学校給食費欄記載金額の債務（以下「本債務」といいます。）を負担していることについて、承認します。

記

1 滞納給食費内訳（ 年 月 日 時点）（単位円）

年度	滞納年月	滞納学校給食費	備考
債務残高合計			

2 分割納付を申請する理由

--

3 分割納付計画書（単位円）

納付期日	納付額	納付期日	納付額	納付期日	納付金額
上記分割納付期間最終月の予定残額					

私（たち）は、本債務の債務残高については、第2項記載の理由につき一括納付が困難なため、第3項の分割納付計画に従い分割納付することを誓約します。上記分割納付期間の最終月に債務残高が存在するときは、一括して納付する義務があることを承認します。債務残高につき一括納付できないときは、再度、学校給食費債務の承認及び分割納付誓約書兼納付計画書を提出します。

なお、本分割納付計画に違反して分割納付を怠り、再度の分割納付申請につき富津市の承認が得られなかったときは、法的措置を受けても異議ありません。

住 所	
児童・生徒名	
保護者氏名 (電話番号)	(— —) (携帯・職場)
保護者氏名 (電話番号)	(— —) (携帯・職場)

第3号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

富津市長

分割納付誓約書の履行について

あなた（がた）は、 年 月 日付け「学校給食費債務の承認及び分割納付誓約書兼納付計画書」において、 年 月 日までに学校給食費として金 円を支払うことを誓約しました。

しかしながら、 年 月 日現在において納付されていません。

つきましては、下記納付期限までに必ず納付してください。

なお、納付期限までに納付されないときは、法的措置の手続きを進める準備に入りますことを通知します。

記

- | | | | |
|---|------|-------|---|
| 1 | 納付金額 | | 円 |
| 2 | 納付期限 | 年 月 日 | |
| 3 | 未納残額 | | 円 |

※ この通知は、 年 月 日現在で作成しました。納付済の場合は、行き違いですので御了承ください。なお、不明の点がありましたら、御連絡ください。

第4号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

富津市長

催告書

未納となっている給食費について、既に未納月毎の督促状により通知しておりますが、現在のところ納入が確認できていません。

つきましては、下記納付期限までに で納付をお願いいたします。

なお、この催告書は、 年 月 日現在で作成していますので、納付済の場合は御了承ください。

記

1 児童・生徒名

2 未納金額

年度分計 円

4月		8月		12月	
5月		9月		1月	
6月		10月		2月	
7月		11月		3月	

3 納付期限 年 月 日

4 児童手当からの徴収

納入期限までに納付できない場合には、児童手当からの徴収をさせていただきますので、同封の申出書に記入押印の上、納入期限までに各学校又は 課へ提出してください。

※ 別紙の児童手当法（抜粋）も御覧ください。

5 法的措置

納入期限までに納付又は上記申出書の提出がされない場合は、裁判所へ申立手続を行います。

6 納付相談等

特別な理由により納付できない場合は、 に来庁してください。納付方法等について相談することにより、裁判所への申立手続を行わないこともあります。

児童手当法（抜粋）

（受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等）

第21条 市町村長は、受給資格者が、児童手当の支払を受ける前に、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費（次項において「学校給食費」という。）その他の学校教育に伴つて必要な内閣府令で定める費用又は児童福祉法第56条第2項の規定により徴収する費用（同法第51条第4号又は第5号に係るものに限る。）その他これに類するものとして内閣府令で定める費用のうち当該受給資格者に係る児童に関し当該市町村に支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、内閣府令で定めるところにより、当該受給資格者に児童手当の支払をする際に当該申出に係る費用を徴収することができる。

2 市町村長は、受給資格者が、児童手当の支払を受ける前に、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を、学校給食費、児童福祉法第56条第6項各号又は第7項各号に定める費用その他これらに類するものとして内閣府令で定める費用のうち当該受給資格者に係る児童に関し支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額のうち当該申出に係る部分を、当該費用に係る債権を有する者に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があつたときは、当該受給資格者に対し当該児童手当（同項の申出に係る部分に限る。）の支給があつたものとみなす。

第 5 号様式（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

富津市長

法的措置移行予告通知書（最終通告）

学校給食費の納付については、再三にわたり督促及び催告を行ってき
ましたが、 年 月 日現在、納付の確認ができておりません。

つきましては、下記の納付期限までに、必ず納付してください。

なお、納付又は連絡等がない場合は、納付の意思がないものとみな
し、学校給食費を完納されている方との公平性を保つため、法的措置に
移行しますので、あらかじめ御了承ください。

記

1 児童・生徒名

2 滞納金額 円 納付期限 年 月 日

年度	滞納年月	滞納額（円）	遅延損害金（円）	備考
合 計				

※ 来庁の際は、この通知を持参してください。

※ この通知書が届く前に納付済のときは、行き違いですので御了承く
ださい。

第 6 号様式（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

富津市長

法的措置通知書

学校給食費の納付については、再三にわたり督促及び催告を行ってき
ましたが、 年 月 日現在、納付されていません。

このため、本市は、あなたを相手方とする滞納学校給食費に係る支払
督促の法的措置をとることを 年 月 日付けで決定し
ましたので、通知します。

つきましては、この申出を 裁判所に対して行います。